

社会保険料(国民年金保険料)控除証明書が発行されます

国民年金保険料は、その年の1月1日から12月31日までに納付した全額が、所得税および住民税の社会保険料控除の対象となります。控除を受けるには年末調整や確定申告などの際に、保険料を納付したことを証明する領収証書などを添付することが義務付けられています。このため日本年金機構では、1年間に納付した国民年金保険料の納付額を証明する「社会保険料(国民年金保険料)控除証明書」というハガキを、11月上旬または2月上旬に次の方を対象に送付します。

- ①11月上旬送付対象者 令和7年1月1日～9月30日までの間に国民年金保険料を納付した方
- ②2月上旬送付対象者 上記①以外の方で、令和7年10月1日～12月31日までの間に国民年金保険料を納付した方。

●社会保険料控除とは…

自分自身や配偶者、その他の親族の負担すべき国民年金、国民健康保険、健康保険・厚生年金保険などの社会保険料を納付(給与から天引きされた金額も該当)したときに受けられる所得控除のことです。

●大学生の子どもや家族などの国民年金保険料を納付したときは…

配偶者やご家族が負担すべき国民年金保険料を納付したときは、その納付額をご自身分の納付額と合わせて申告することができます。ご家族あてに送られた控除証明書も添付して申告してください。

▶控除証明書に関するお問合せは『ねんきん加入者ダイヤル』へ

- ・ナビダイヤル ☎0570-003-004 (IP電話、海外からは利用不可)
- ・一般電話 ☎03-6630-2525 (IP電話、海外からも利用可能)

※土曜日(第2土曜日を除く)・日曜日・祝日・年末年始(12月29日～1月3日)はご利用できません。

◎受付時間 月曜日～金曜日・午前8時30分～午後7時 / 第2土曜日・午前9時30分～午後4時

浄化槽をお使いのみなさんへ

浄化槽は、微生物等の働きを利用して生活排水をきれいにする装置です。浄化槽の機能を十分に発揮させるため、定期的な維持管理(清掃・保守点検)の実施と、法定検査を受検することが義務付けられています。水環境の保全のため、ご協力をお願いします。

▶清掃(村の許可を受けた清掃業者に依頼)

- ・浄化槽内の汚泥等の抜き取りを行います。
- ・年に1回以上(全ばっ気方式は6か月に1回以上)行う必要があります。

▶法定検査((公社)県水質保全協会に申込み)

- ・浄化槽の保守点検と清掃が行われ、きれいな水が放流されているかを検査します。
- ・最初の検査は浄化槽の使用開始から3～8か月以内に1回、2回目以降は年に1回行う必要があります。
- ・未受検の場合、県から受検指導文書が送付されます。

▶保守点検(県に登録している業者に依頼)

- ・浄化槽内の機器、送風機やタイマー等の点検を行います。また、消毒剤を定期的に補充し、放流水が不衛生にならないようにします。
- ・10人槽以下の家庭用浄化槽の場合、3～4か月に1回行うことが必要です。

●問合せ

- ・役場上下水道課 ☎029-885-0720
- ・(公社)県水質保全協会 ☎029-291-4000
- ・茨城県環境対策課 ☎029-301-2966

清掃、保守点検、法定検査を一括して契約することもできます。保守点検、清掃業者または(公社)県水質保全協会に問い合わせてください。

